

福井県の企業支援制度 (令和7年度版)

その他のお知らせ
(福井駅前活動拠点、労働相談)

◆県都まちなかにおけるイノベーション創出推進事業

県内企業を支援する活動拠点として、越乃バレー内(ふくまちブロック6F)に「ふくいイノベーションオフィス」を開設しました。(R6.8.5)

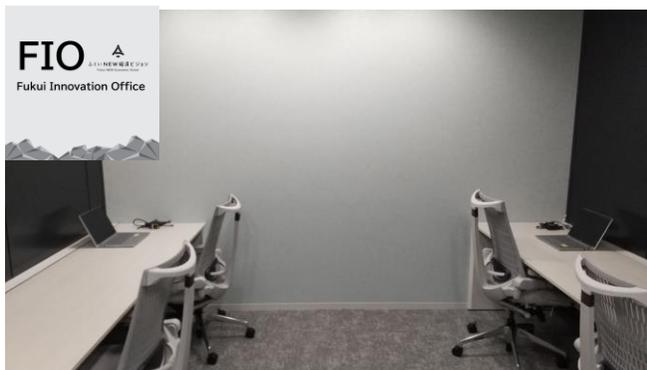
〔施設概要〕 チームメンバー2名が常駐し、県内企業等からの相談にワンストップで対応します。

〔業務時間〕 平日8:30~17:15

〔業務内容〕 各種相談対応

チーム活動に関する情報発信

最新ビジネスに関するセミナーやマッチングに向けた交流会の開催



相談予約フォーム



セミナー等の告知サイト



◆<周知のお願い>県労働委員会の制度等について

【事業者・団体の皆様へ】 【市町の皆様へ】

- 弁護士や労働組合役員、会社役員等の労働委員が直接相談に応じる『労働相談会』（夜間・休日）を実施しています。県内で働く労働者、使用者の方であれば、どなたでもご相談できます（事務局相談も受け付けています）。
- また、労使のトラブルについて、公労使3名のあっせん員が公正・中立の立場から話し合いによる双方の歩み寄りを促し、解決を支援する「あっせん」制度も随時行っています。
- ぜひ、関係者や市民へのご案内、各団体や各市町の広報誌等でのご協力をお願いします。
 - 夜間労働相談会 : 原則毎月第2火曜日 18:00~20:00 @順化公民館など
 - 休日労働相談会 : 7月@福井市、10月@福井市、敦賀市（予定）、12月@越前市（予定）、3月@福井市（予定）※詳細については、ホームページをご確認ください。

【事業者・団体の皆様へ】

- 令和7年度から新たに『出前講座』を実施予定。開催を希望する企業・団体を募集します。
- 労使関係について豊富な知識や経験のある労働委員が、労働者や使用者、企業の労務担当者等を対象とした会議や研修会に出向き、労働問題に関する知識やノウハウ、労働法等で定められた働くことに関する基礎知識等を説明します。労使紛争の未然防止や自主解決に役立てていただきたいと考えています。
- 詳細については、4月以降に労働委員会のホームページで紹介する予定です。応募方法等につきましては、そちらでご確認をお願いします。

◆<周知のお願い> 県労働委員会の制度等について

【市町の皆様へ】

- 各市町の産業施策部門等と連携して[合同パネル展](#)を開催したいと考えています。協力いただける市町を募集していますので、ご連絡をお待ちしています。
 - パネル展のイメージ：開催場所は各市町内の公共スペース等、産業施策や労働委員会の制度等周知、1～2週間程度
- 県労働委員会では[地方公営企業等の非組合員の範囲の認定および告示](#)を行っています。これは地方公営企業等の労働関係に関する法律の規定に基づいて、労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲（いわゆる非組合員の範囲）を認定して告示するものです。また、地方公営企業等が、[役職の新設・変更・廃止の組織改編等を行った場合には、労働委員会に通知しなければならないと定められています](#)ので、関連する部署にご連絡をお願いします。
 - 対象：地方公営企業法が全部適用となっている地方公営企業（例：水道事業、病院等）

【担当：労働委員会事務局 TEL：0776-20-0597】



労働委員会の
ホームページはこちらから